

## ■空家等対策計画の骨子

空家等対策計画に定める事項（法第6条、基本指針）		ご協議していただきたい内容
(1)	空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類 その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空家等の現況（既存資料及び実態調査による）および課題の分析について</li> <li>○「対象となる空家等」の選定について</li> <li>○重点地区の設定の可否について</li> </ul>
(2)	計画期間	（平成29年4月～平成34年3月（5ヶ年）を想定）
(3)	空家等の調査に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実態調査は既に委託済 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地区：市内全域</li> <li>・期間：平成28年7月中旬～8月下旬</li> <li>・対象：平成28年度の対象は戸建住宅・長屋住宅 （株）ゼンリンの空き家コンテンツの情報を活用）</li> </ul> </li> <li>○次年度以降の調査について</li> </ul>
(4)	所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項	○所有者等への啓発について
(5)	空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空家等の利活用方法について</li> <li>○空家等を除却した跡地の利活用方法について</li> </ul>
(6)	特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定空家等の判断基準について</li> <li>○特定空家等に対する措置の手順について</li> </ul>
(7)	住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項	○相談体制の構築について
(8)	空家等に関する対策の実施体制に関する事項	○県、民間事業者、NPO等との連携体制の構築について （H28.6.17 草津市空き家情報バンク創設⇒資料5）
(9)	その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項	○必要に応じて